

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン

令和7年3月

西 条 市

はじめに

近年の医療技術の進歩に伴い、日常生活において、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要としている子ども(以下、「医療的ケア児」という。)が増加し、その実態も多様化しています。このような中、保育ニーズへの対応を含め医療的ケア児とその家庭の状況に配慮した適切な支援については、社会全体として取り組むべき重要な課題となっています。

平成28年6月、児童福祉法が改正され、各地方公共団体は医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携を一層推進するよう努めるものとされました。令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない」との基本理念のもと、医療的ケア児支援に関する保育所等の設置者の責務が明記されました。

このたび、西条市では、医療的ケア児の安全・安心な保育所等の利用を推進すべく、保育所・認定こども園・幼稚園(以下、「保育所等」という。)における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定いたしました。

本ガイドラインは、すべての子どもが一緒に生活することを目指し、医療的ケア児を西条市内の保育所等で受入れるにあたり、必要となる基本的な事項や手順を示しています。医療的ケア児及びその家族に対する適切な支援を行うために、本ガイドラインを活用し、保育を必要とする医療的ケア児の安全な受入れを実施していきます。

令和7年3月
保育・幼稚園課

目 次

第1 基本的事項	1 ページ
1 受入れの要件	
2 医療的ケアの内容	
3 対象児童	
4 受入体制	
第2 医療的ケア児の入所までの手続き	3 ページ
1 入所相談	
2 受入れに向けた事前協議	
3 入所申請	
4 受入れについての検討	
5 保育所等の入所選考	
6 実施施設との面談・調整	
7 主治医面談	
8 医療的ケアに必要な物品等の管理	
第3 医療的ケア児の入所後の継続等について	7ページ
1 医療的ケアの継続審査	
2 受入れ後における医療的ケアの内容変更	
3 長期欠席	
第4 実施施設での受入れについて	8ページ
1 医療的ケアを必要とする児童の保育	
2 医療的ケアの実施者	
3 医療的ケアの安全実施体制	
4 緊急時の対応	
5 職員の研修	
第5 保護者の了承事項	11ページ
1 医療的ケアについて	
2 ならし保育期間	
3 体調管理及び保育の利用中止等	
4 緊急時及び災害時の対応等	
5 退所等	
6 情報の共有等	
7 その他	

第1 基本的事項

1 受入れの要件

保育所等における医療的ケア児の受入れに当たっては、次の要件を満たすことを基本とする。

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められること。
- (2) 保育所等における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- (3) 病状や健康状態が安定していること。
- (4) 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立かつ安定していること。
- (5) 保育所等における受入れ体制(職員配置や施設環境整備等)が整えられていること。

2 医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は以下の行為の実施を基本とする。

- (1) 経管栄養(鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう)
- (2) たん吸引(口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理)
- (3) 導尿
- (4) その他、保育所等において対応可能な医療行為

3 対象児童

西条市に住所があり、保護者の就労等の事由により保育の必要性が認められ、主治医から集団保育が可能であると判断された医療的ケア児とする。

ただし、医療的ケア児の安全を確保するため、感染リスクを軽減する予防接種がほぼ終了する2歳児からの利用を基本とする。

4 受入体制

- (1) 受入れ時期は、4月1日入所を基本とする。
- (2) 医療的ケアを実施する施設(以下、「実施施設」という。)は、公立保育所・認定こども園、市長が実施を認めた私立保育所・認定こども園・地域型保育所とする。
- (3) 保育を行う時間は、平日(月曜日から金曜日まで(祝日を除く))の1日8時間(午前8時30分から午後4時30分まで)を基本に、看護師の配置体制や

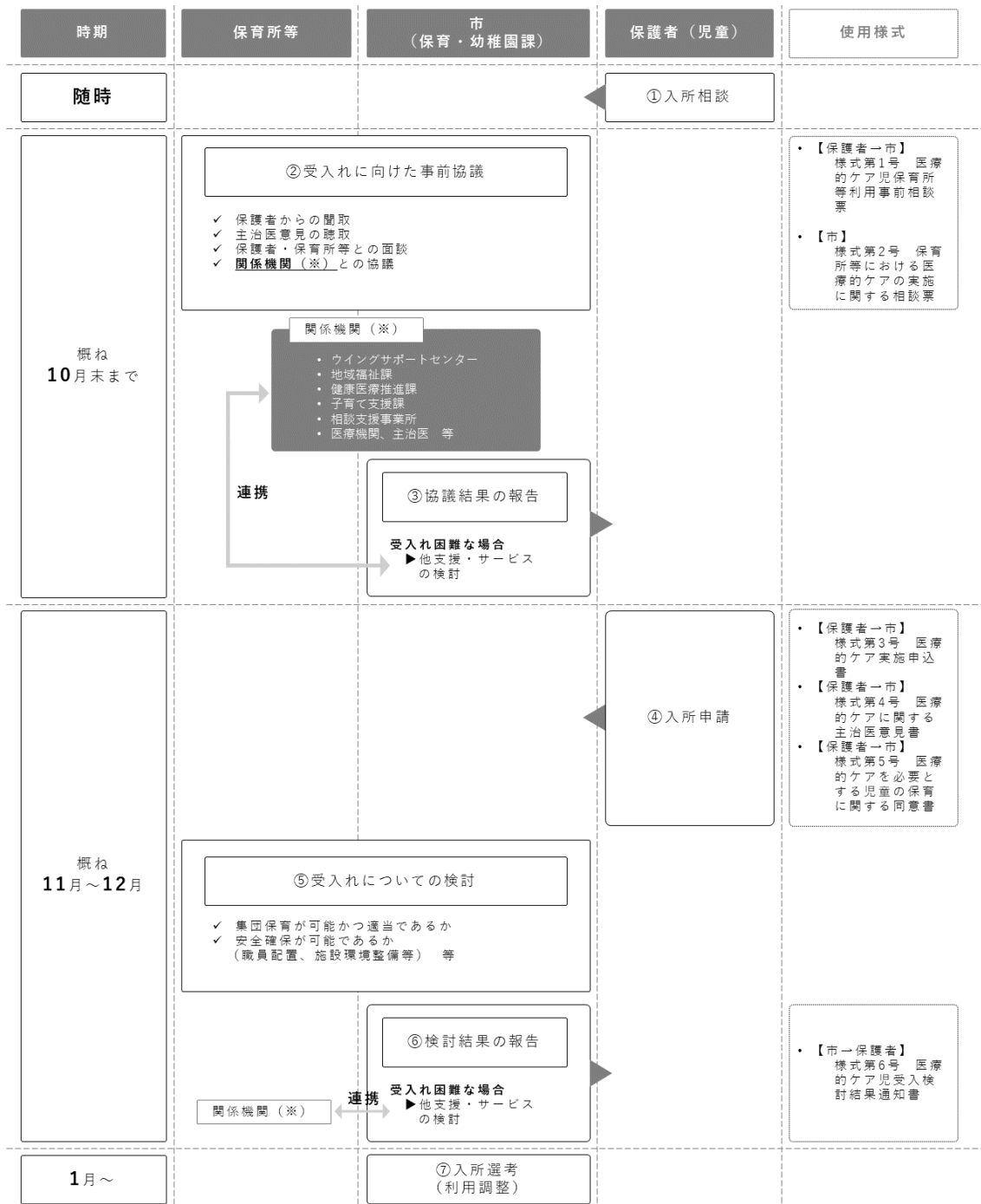
実施施設の実情等を勘案し、保護者、施設、市とで協議のうえ利用可能な時間帯の範囲内とする。

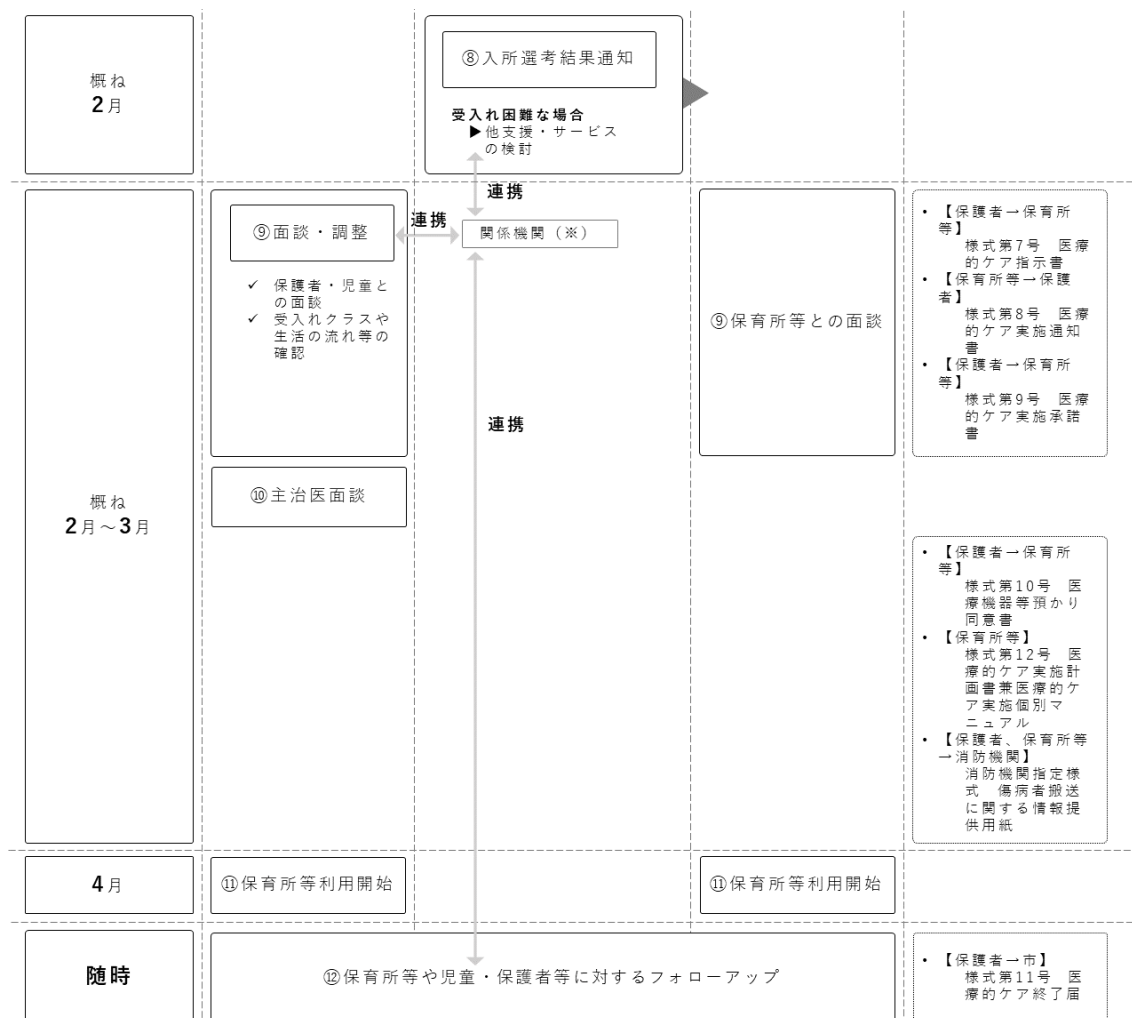
(4) 実施施設における受入れ人数は、原則1名とする。

第2 医療的ケア児の入所までの手続き

医療的ケア児の入所までの手続きは、次のとおりとする。

■ 医療的ケア児による保育利用までの流れ(4月入所の場合)





1 入所相談

- (1) 本ガイドラインに基づいて、受入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行う。
- (2) 保育の申請に必要な書類の説明を行う。特に、主治医意見書の作成に必要な留意点を案内する。

2 受入れに向けた事前協議

- (1) 保護者は「医療的ケア児保育等利用事前相談票(様式第1号)」を市に提出する。
- (2) 市は、保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所以外の施設の利用希望等の聴き取りを行い、「保育所等における医療的ケアの実施に関する相談票(様式第2号)」を作成する。
- (3) 市は、主治医から保育所等における集団保育の可否について意見を聴取

したうえで、保護者同席のもと入所を希望する保育所等の見学を行い、保護者、施設長等との面談を行う。

- (4) 市は、主治医の意見、保育所等との面談結果等を踏まえ、関係機関と次の事項について協議する。必要に応じて、主治医・看護師等に協議の場への出席を求めるものとする。

ア 対象児童における保育所等での集団生活の適否

イ 医療的ケア実施の適否

ウ 集団活動による対象児童の健康への負担の程度

エ その他保育利用及び医療的ケアの実施に必要な事項(看護師配置の形態、保育士等の加配、施設環境整備等)

- (5) 市は、協議の結果を保護者に報告する。協議の過程で保育所等での受入れが困難と判断された場合は、他の支援・サービスについて検討する。

3 入所申請

2により受入れが可能と判断された場合は、保護者は入所申込時に、申込みに必要な書類に併せ「医療的ケア実施申込書(様式第3号)」「医療的ケアに関する主治医意見書(様式第4号)」「医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書(様式第5号)」を市に提出する。

4 受入れについての検討

- (1) 市は医療的ケア児の入所について、2の事前協議の結果や3の申請書類等をもとに、対象児について必要なケアの内容を明らかにし、関係機関と次の事項について検討する。

ア 集団保育が可能かつ適当であるか

イ 受入れ条件となる安全確保が可能であるか(職員配置、施設環境整備等)

ウ その他必要な事項

- (2) 市は、検討結果を、「医療的ケア児入所検討結果通知書(様式第6号)」により保護者に通知する。

- (3) 検討の結果、受入れが困難と判断された場合には、その理由について保護者に丁寧に説明し、他の支援・サービスについて検討する。

5 保育所の入所選考

市は、西条市保育の利用に関する規則(平成27年4月1日規則第20号)、西条市保育の実施取扱規程(平成30年12月13日訓令第22号)、西条市保育の必要性の認定基準に関する規則(平成27年3月23日規則第6号)、3の申請

書類及び4の検討の結果に基づき利用調整を行い、保護者に対して入所選考結果を通知する。

6 実施施設との面談・調整

- (1) 保護者は、実施施設に主治医の作成した「医療的ケア指示書(様式第7号)」を提出する。
- (2) 実施施設は、保護者から提出される「医療的ケア指示書(様式第7号)」に基づき保護者及び児童と面談を行い、保育時間や保育時間中の医療的ケアの内容・方法、緊急時の連絡体制のほか、必要な事項について確認・協議する。
- (3) 実施施設は、「医療的ケア指示書(様式第7号)」及び面談の結果、医療的ケア児の発達・発育状況、疾病や障害により日常生活に医療を要する状態の変化を踏まえて、受入れクラスや生活の流れ、行事への対応、保育の進め方を確認した後、「医療的ケア実施通知書(様式第8号)」を保護者に送付する。
- (4) 保護者は、「医療的ケア実施通知書(様式第8号)」に基づき、「医療的ケア実施承諾書(様式第9号)」を実施施設に提出する。

7 主治医面談

実施施設は、医療的ケアの実施にあたって、保護者の承諾のもとで児童の受診に同行する等により、保育開始に向けて情報を収集する。その際、必要に応じて指示書の内容確認や緊急時の対応等の指導助言を受けるため、主治医との面談を行う。

8 医療的ケアに必要な物品等の管理

保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を実施施設へ預ける。その際、保護者は「医療機器等預かり同意書(様式第10号)」を提出し、実施施設は物品の管理を行う。なお、使用後の物品等については、保護者が家庭に持ち帰る。

第3 医療的ケア児の入所後の継続等について

1 医療的ケアの継続審査

- (1) 年度単位で実施する医療的ケアの継続について、児童の健康状態を勘案して判断するものとする。
- (2) 関係機関からの意見を参考に、引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に、継続して保育を実施する。

2 受入れ後における医療的ケアの内容変更

- (1) 受入れ後、かつ、年度単位の継続審査前において、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて市に「医療的ケア実施申込書(様式第3号)」、「医療的ケアに関する主治医意見書(様式第4号)」を提出する。
- (2) 市は、申請書類、児童の健康状態等に基づき、実施施設における集団保育の継続実施について、関係機関と見直しの検討を行う。
- (3) 本ガイドラインで定める医療的ケアの内容に変更がない場合は、継続して保育を実施する。ただし、本ガイドラインで定める医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退所となる。
- (4) 医療的ケアが終了する場合は、保護者から実施施設をとおして市に「医療的ケア終了届(様式第11号)」を提出のうえ、児童の健康状態等を確認し、通常の保育利用に変更となる。
- (5) 上記(1)～(4)のほか、「医療的ケア指示書(様式第7号)」が必要と判断された場合は、保護者に実施施設への提出を求めるものとする。

3 長期欠席

- (1) 保育所等は、恒常的に保育所等での保育が必要な場合に在所することができるため、手術・入院等を除き自己都合で長期間通所しない場合、または通所日数が著しく少ない月が続いた場合は、西条市保育の利用に関する規則(平成27年4月1日規則第20号)に基づき、退所となる。ただし、医療的ケア児は元来持っている疾患により健康状態が不安定になりやすいことを考慮する。
- (2) 長期欠席の後、復所が可能となった場合は、実施施設における集団保育の再実施について、市は必要に応じて関係機関と検討する。

第4 実施施設での受入れについて

1 医療的ケアを必要とする児童の保育

(1) 保育方針に基づく医療的ケア児への対応

- ア 児童の障がい及び疾病の状態、医療的ケアの実施状況、生活状況を把握する。
- イ 医療的ケアを安全に実施し、快適で健康に安全に過ごせるように、感染防止等にも配慮した保育の環境を構成する。
- ウ 児童の発達状況を把握し、発達過程と個人差及び疾病や障がいにより日常生活に医療を要する状態に配慮して保育を行う。
- エ 児童に適切な生活課題や遊びを提供する。
- オ 登降所時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等により、保護者の気持ちを受け止めて、保護者を支えるよう努める。また、必要があれば関係機関と連携する。

(2) 障がい福祉サービス事業所との連携

障がい福祉サービス事業所は、実施施設の求めに応じ、出張相談等による医療的ケア児への対応やクラス運営等への助言を行う。また、保護者と調整のうえ、実施施設訪問支援、サービス等利用計画の作成等のサービス利用を適切に案内する。

2 医療的ケアの実施者

保育中の医療的ケアは基本的に看護師が行うものとする。医療的ケアを主に行うための看護師は、在所児の健康管理を行っている看護師とは別に配置する。

3 医療的ケアの安全実施体制

(1) 医療的ケアの実施に関する情報の共有

- ア 実施施設は、関係機関の意見を参考に、「医療的ケア指示書(様式第7号)」の内容を確認し、主治医の指導を受け、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長、保育士、看護師等職員間で共有する。
- イ 市及び実施施設は、医療的ケアの実施について疑義が生じた場合等のために、適宜関係機関と情報を共有する。また必要に応じて関係機関と協議するための体制を整える。

(2) 実施施設関係者の役割

- ア 児童が施設内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に

過ごせるように、施設長、保育士、看護師等の職員、嘱託医、主治医が連携・協働する。主治医は、必要に応じて実施施設で医療的ケアの指導を行うものとする。

イ 施設長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行う。

ウ 保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行う。また、施設での生活の状況を保護者に報告する。

エ 看護師は、保育士及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。また、「医療的ケア指示書(様式第7号)」等に基づき「医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施個別マニュアル(様式第12号)」を作成し、保護者及び主治医への確認・同意のもと、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告する。

オ 嘱託医は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容について十分に情報共有することが求められる。

(3) 衛生管理

ア 実施施設は、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。

イ 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理する。

(4) 文書管理

医療的ケア児の保育及び医療的ケアの実施に関する書類等は、実施施設又は市において必要期間保管する。

4 緊急時の対応

(1) 実施施設は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施する。また、緊急時には、主治医との連携を行う。

(2) 緊急時の対応は、実施施設で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。

(3) 実施施設は、緊急時の対応については事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。

(4) 体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた施設長の指示のもと、救急車を要請するとともに、児童の状況を連携先である主治医及び保護者に連絡する。緊急対応について、保育所と主治医及び保護者との情報を共有する。

(5) 保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、実施施設が保育の継

続が困難と判断した場合には、実施施設からの連絡により、利用時間の途中でであっても保護者等が児童の引き取りをする。病院搬送時には病院に直行する。

5 職員の研修

実施施設は、子どもの発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努める。

第5 保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承を取る。

1 医療的ケアについて

- (1) あらかじめ主治医の診療を受け、保育において児童に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等も記載した「医療的ケアに関する主治医意見書(様式第4号)」、「医療的ケア指示書(様式第7号)」を提出する必要があること。また、実施施設は、主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、実施施設の担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- (2) 実施施設では、関係法令及び主治医の「医療的ケア指示書(様式第7号)」等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。

2 ならし保育期間

児童が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登所し、保育に参加し、手技の伝達等を行うこと。期間及び保育時間については、実施施設と相談のうえ定めること。児童の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や時間が延長・短縮される場合もあること。

3 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) 止むを得ない事情により医療行為を行なう看護師等が勤務できない場合には、あらかじめ家庭保育をお願いすることがあること。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあること。
- (2) 登所前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。
- (3) 登所時に発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良が発現した場合や、熱がなくても感染の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いすること。
- (4) 集団保育の場合は、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、実施施設内で感染症が一定数以上発症した場合には、実施施設からの

情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断すること。また、実施施設の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。

- (5) 実施施設が必要と認める時には、主治医等の診療を受けること。なお、その費用は保護者等の負担となること。

4 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 緊急時には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等の病院を受診すること。
- (2) 児童の症状に急変が生じ、緊急事態と実施施設が判断した場合、その他必要な場合には、救急車を要請するとともに、医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に救急車を要請し、受診または治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。
- (3) 栄養チューブの交換は、保護者等の責任の下、自宅や受診時に行うこと。抜けた場合は、保護者等及び主治医と事前に対応を協議し、「医療的ケア実施計画書」に記載の上、それに沿って対応すること。
- (4) てんかん等の既往および疑いがある児童の場合は、痙攣止めの薬剤を用意すること。
消費期限等の管理および保管方法は、保護者等の責任の下で行うこと。
- (5) 災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、1日分の薬と食事(栄養剤)を持参すること。また、医療的ケアの使用物品もストックしておくこと。

5 退所等

- (1) 児童の病態の変化等により、本ガイドラインで定める医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退所となること。
- (2) 実施施設の人員、設備環境等の状況により、当該施設での児童の受入れができなくなる場合があること。

6 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有すること。
- (2) 緊急時の対応のために、保護者及び実施施設は、消防機関が別で定める「傷病者搬送に関する情報提供用紙」を消防機関に提出し、児童の状況等について情報提供すること。
- (3) 医療的ケアが必要な児童の状況等について、集団保育を実施するうえで

必要なことは、他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

7 その他

上記1～6のほか、実施施設との間で取り決めた事項を順守すること。

様式集

様式第1号 医療的ケア児保育等利用事前相談票【保護者】

- ▶ 受入れに向けた事前協議時に使用

様式第2号 保育所等における医療的ケアの実施に関する相談票【市】

- ▶ 受入れに向けた事前協議時に児童のアセスメント等を行うために使用

様式第3号 医療的ケア実施申込書【保護者】

- ▶ 医療的ケア実施の申し込み、変更時に使用

様式第4号 医療的ケアに関する主治医意見書【主治医】

- ▶ 児童の状態や集団保育の適否等を確認するために使用

様式第5号 医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書【保護者】

- ▶ 「保護者の了承事項」の確認のために使用

様式第6号 医療的ケア児入所検討結果通知書【市】

- ▶ 医療的ケア児の入所にかかる検討結果を通知するために使用

様式第7号 医療的ケア指示書【主治医】

- ▶ 主治医から担当看護師への医療的ケアの指示のために使用

様式第8号 医療的ケア実施通知書【実施施設】

- ▶ 実施施設から保護者に対し、医療的ケア実施決定を通知するために使用

様式第9号 医療的ケア実施承諾書【保護者】

- ▶ 保護者から実施施設に対し、医療的ケアの内容を承諾し、実施の開始を依頼する際に使用

様式第10号 医療機器等預かり同意書【保護者】

- ▶ 保護者から実施施設に対し、医療的ケアに使用するために預かる医療機器等の取扱いについて確認する際に使用

様式第11号 医療的ケア終了届【保護者】

- ▶ 実施施設における医療的ケアの実施を終了する際に使用

様式第12号 医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施個別マニュアル【実施施設】

- ▶ 実施施設における医療的ケアの内容を記載し、保護者及び主治医に内容を確認する際に使用